

県地域防災計画の修正（案）概要

1 修正及び追加の概要

今回の地域防災計画の修正内容は、以下のとおりである。

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

- ア 国の防災基本計画の修正に伴う修正
- イ 噴火警報、噴火警戒レベルの導入
- ウ 緊急地震速報の導入を踏まえた修正
- エ その他
 - 組織変更等に伴う名称の修正
 - 従来 of 表現を見直し、適切な表現に修正
 - その他所要の修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

2 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成20年 ～5月下旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
6月 3日	地震対策推進幹事会開催（庁内）
6月10日	地震対策推進会議開催（庁内）
6月17日	静岡県防災会議開催⇒ 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

ア 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

国は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき、平成20年2月18日の中央防災会議において、防災基本計画を修正した。その修正事項を踏まえ、都道府県地域防災計画の修正を行う。

※ 防災基本計画の修正に伴う留意事項（平成20年2月18日、中央防災会議）

- (a) 噴火警報、噴火警戒レベルの導入
- (b) 緊急地震速報の本格導入
- (c) 震度観測網の維持・整備
- (d) 企業防災の促進のための条件整備
- (e) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- (f) 土砂災害の警戒避難体制強化
- (g) 原子力災害対策強化

b 修正の内容

- (a) 噴火警報、噴火警戒レベルの導入
 - 「ウ 噴火警報、噴火警戒レベルの導入に伴う修正」を参照
- (b) 緊急地震速報の本格導入
 - 「イ 緊急地震速報の導入に伴う修正」を参照
- (c) 震度観測網の維持・整備
 - ・震度情報ネットワーク等の災害情報を伝達するシステムの維持・管理
- (d) 企業防災の促進のための条件整備
 - ・大規模災害においても経済活動が停滞することのないよう、企業の事業継続計画の策定を強力に進めるため、そのような企業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制等の条件整備を行う。
- (e) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
 - ・防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
- (f) 土砂災害の警戒避難体制強化
 - ・避難勧告の発令基準における土砂災害警戒情報の発表の位置付け
 - ・市町村防災計画に記載すべき内容の明記
 - ・必要に応じた警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ
- (g) 原子力災害対策強化
 - 「(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正」を参照

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記**b**の修正の内容について、県地域防災計画を次のとおり修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第2章 災害予防計画	第5節 土砂災害防除計画	○土砂災害の警戒避難体制強化 (避難勧告の発令基準についての、土砂災害警戒情報の発表を位置付け) (土砂災害の警戒避難体制時における市町の実施事項の明記)
	第17節 住民の避難誘導體制	○土砂災害の警戒避難体制強化(避難勧告の発令基準についての、土砂災害警戒情報の発表を位置付け)

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第1編 総論	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○震度観測網の維持・整備 (震度情報ネットワーク等の災害情報を伝達するシステムの維持・管理)
第2編 平常時対策	第2章 自主防災活動	○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 ○企業防災の促進のための条件整備 (県の事業所へのBCP作成支援)
第5編 災害応急対策	第1章 防災関係機関の活動	○土砂災害の警戒避難体制強化 (必要に応じた警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ)

イ 噴火警報、噴火警戒レベルの導入に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

12月1日から、気象業務法が改正され、従来の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）が廃止され、噴火警報と噴火予報として伝達されることになった。

また富士山については、噴火警戒レベルが導入され、噴火時等に取りべき防災対応を5段階の「噴火警戒レベル」に区分し、レベル5とレベル4が「噴火警報」、レベル3とレベル2が「火口周辺警報」、レベル1が「噴火予報」として伝達されることとなった。こうした改正に伴い、県地域防災計画を修正する。

b 修正の内容

- ・噴火警報等を住民等に伝達する体制の整備
- ・噴火時等によるべき防災行動を踏まえて区分した噴火警戒レベルの導入

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記bの修正の内容について、県地域防災計画を次のとおり修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第5章第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	第4章 災害復旧計画	○噴火警報・予報等名称変更 ○噴火警報・予報の対象範囲、発表基準、警戒事項 ○火山の状況に関する解説情報 ○伊豆東部火山群噴火警報伝達系統図の見直し
第5章第2節 富士山の火山防災計画	第1章 総論	○噴火警戒レベル導入 ○噴火警戒レベル導入に伴う5レベルの火山活動の状況や住民がとるべき防災行動等
	第2章 災害予防計画	○噴火警報・予報等名称変更
	第3章 災害応急対策計画	○レベル毎の県、市町等の対応 ○市町の避難対応

ウ 緊急地震速報の導入に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

気象庁が平成19年10月1日から一般向けに提供を開始した「緊急地震速報」の本格導入に伴い、県地域防災計画を修正する。

b 修正の内容

- ・ 確実な緊急地震速報の発表のため、迅速な伝達体制の整備
- ・ 緊急地震速報についての普及、啓発等
- ・ 防災訓練の実施にあたっては、防災訓練のシナリオへの活用

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記 b の修正の内容について、県地域防災計画を次のとおり修正した。

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第1編 総論	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備（県の処理すべき事務） ○緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発（県の処理すべき事務）
第2編 平常時対策	第1章 防災思想の普及	○緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置（県の県職員、県民、防災上重要な施設管理者に対する教育）
	第2章 自主防災活動	○緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動（県民の果たすべき役割）
	第3章 地震防災訓練の実施	○訓練のシナリオに緊急地震速報の取り入れ（県総合防災訓練、市町総合防災訓練）
第5編 災害応急対策	第9章 交通の確保対策	○緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

エ その他

a 静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○地震対策編との表記の整合に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○日本郵政公社民営化に伴う修正 ○航空自衛隊の対応部隊の変更に伴う修正 ○時点修正
	第6節 予想される災害と地域	○時点修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第2章 災害予防 計画	第1節 河川災害予防計画	○洪水等に関する防災用語の見直しによる修正
	第6節 治山災害防除計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第7節 林道災害防除計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第11節 火災予防計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第13節 ガス保安計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第15節 防災知識の普及計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第17節 住民の避難誘導體制	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第19節 自主防災組織の育成	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第20節 事業所等の自主的な防災活動	○正確な表記
第22節 災害時要援護者支援計画	○計画策定済の市町にも対応した記述に修正	
第3章 災害応急 対策計画	第3節 応援計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4節 通信情報計画	○資料編の項目番号との不一致による修正 ○県災害対策本部運営要領等との表現の統一に伴う修正
	第7節 避難救出計画	○他節との表記の統一に伴う修正 ○災害救助法との整合に伴う修正
	第8節 食料供給計画	○他の計画等との整合に伴う修正
	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	○他の計画等との整合に伴う修正 ○災害救助法との整合に伴う修正
	第10節 給水計画	○他節との表記の統一に伴う修正
	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第12節 医療助産計画	○他節との表記の統一に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第15節 死体の捜索及び処理埋葬計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○災害救助法との整合に伴う修正 ○他節との表記の統一に伴う修正
	第16節 障害物防除計画	○正確な表記 ○他節との表記の統一に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○災害救助法との整合に伴う修正
第17節 輸送計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正	

章	項目	修正要旨
		○災害救助法との整合に伴う修正 ○他節との表記の統一に伴う修正
	第19節 応急教育計画	○組織名称の見直しに伴う修正 ○他節との表記の統一に伴う修正
	第21節 県警察災害警備計画	○県警の災害に関する計画の更新に伴う修正
	第23節 水防計画	○県組織の改正に伴う修正 ○洪水等に関する防災情報体系の見直しについての提言に基づく修正 ○洪水等に関する防災用語の見直しに伴う修正
	第24節 応援協力計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第26節 自衛隊派遣要請計画	○正確な表記 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第29節 電力施設災害応急対策計画	○市町合併に伴う修正
	第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○県災害対策本部運営要領等との表現の統一に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○正確な表記

b 静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第1編 総論	第2章 予想される災害	○正確な表記
	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○日本郵政公社民営化に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第2編 平常時対策	第1章 防災思想の普及	○計画の名称変更に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第2章 自主防災活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4章 地震災害予防対策の推進	○他節との表記の統一に伴う修正
第3編 地震防災施設緊急整備計画	第1章 地震防災施設整備方針	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第2章 地震対策緊急整備事業計画	○「静岡県石油コンビナート等防災計画」の修正に伴う修正
	第3章 地震防災緊急事業五箇年計画	○地震防災対策特別措置法の改正に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第4編 地震防災 応急対策	第1章 防災関係機関の活動	○県災害対策本部運営要領等との表現の統一に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○日本郵政公社民営化に伴う修正
	第2章 情報活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第3章 広報活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4章 自主防災活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第5章 緊急輸送活動	○正確な表記
	第6章 自衛隊の支援	○正確な表記
	第7章 避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8章 社会秩序を維持する活動	○表記の統一

編	項目	修正要旨
	第12章 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置	○表記の統一 ○日本郵政公社民営化に伴う修正 ○提供サービスの追加に伴う修正
	第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
第5編 災害応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	○県災害対策本部運営要領等との表現の統一に伴う修正 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う修正 ○日本郵政公社民営化に伴う修正 ○提供サービスの追加に伴う修正
	第2章 情報活動	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正 ○正確な表記
	第5章 広域応援活動	○航空自衛隊の対応部隊の変更に伴う修正
	第9章 交通の確保対策	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	○他節との表記の統一に伴う修正 ○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正 ○表記の統一
	第11章 学校における災害応急対策及び応急教育	○組織名称の見直しに伴う修正
	第12章 被災者の生活再建等への支援	○他節との表記の統一に伴う修正 ○正確な表記
	第13章 県有施設及び設備等の対策	○県警の災害に関する計画の名称等変更に伴う修正
第5編 災害応急 対策	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	○他節との表記の統一に伴う修正 ○提供サービスの追加に伴う修正 ○他節との表記の統一に伴う修正
	第6編 復旧・復興対策	第1章 防災関係機関の活動
第6編 復旧・復興対策	第8章 被災者の生活再建支援	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正 ○正確な表記

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

○ 「住民等への的確な情報伝達体制の整備」に関する記述の修正

1 修正理由

新潟県中越沖地震の教訓を踏まえ、住民への迅速かつわかりやすい情報提供の体制の強化を目的として「防災基本計画」が修正されたことに合わせ、地域防災計画（原子力対策編）の記述を修正する。

2 修正箇所

第2章 原子力災害予防対策

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

3 修正内容

<修正前> (2)県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。

↓

<修正後> (2)県は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。

※参考 「防災基本計画」の修正

第10編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

7 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

【修正内容】

<修正前> ○国、地方公共団体及び放送事業者等は、的確な情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

↓

<修正後> ○国、地方公共団体及び放送事業者等は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。